

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 5 月30日

【会社名】 株式会社イズミ

【英訳名】 IZUMI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山西 泰明

【本店の所在の場所】 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

【電話番号】 (082) 264 - 3211 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 西本 和紀

【最寄りの連絡場所】 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

【電話番号】 (082) 264 - 3211 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 西本 和紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金43円 総額3,073,538,434円

ロ 効力発生日

2022年5月26日

第2号議案 定款一部変更の件

事業所内保育施設を開園するため、定款第2条（目的）について、企業内保育所の設置及び運営の規定を追加する。

定款第5条（公告の方法）について、インターネットの普及を考慮して公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定める。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を削除し、変更後定款第13条（電子提供措置等）を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	627,941	1,685	-	(注)1	可決 99.73
第2号議案 定款一部変更の件	629,954	239	64	(注)2	可決 99.95

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。